

# 水道料金の歴史

(10 m<sup>3</sup>/月)

	料金改定年月日	家庭用料金 (10 m <sup>3</sup> 当たり)	改定までの期間	主な改正内容
制定	S12(1937)年8月	1円80銭		計量給水(1類~6類) 放任給水(世帯人数による)
1	S22(1947)年4月	6円	9年8か月	
2	S22(1947)年7月	10円	3か月	
3	S23(1948)年1月	20円	6か月	
4	S23(1948)年10月	30円	9か月	
5	S24(1949)年7月	45円	9か月	
6	S27(1949)年6月	70円	2年11か月	
7	S29(1951)年4月	100円	1年10か月	
8	S31(1953)年4月	120円	2年	
9	S32(1954)年4月	120円	1年	放任給水廃止
10	S33(1955)年7月	120円	1年3か月	3類「船舶・臨時」の改正
11	S35(1957)年4月	160円	1年9か月	1類「一般用・工業用・その他」 2類「公衆・浴場用」 「共用」に改正
12	S41(1963)年4月	200円	6年	
13	S41(1963)年11月	200円	7か月	
14	S43(1965)年4月	200円	1年5か月	
15	S44(1966)年4月	200円	1年	3類「船舶・給水用」を追加
16	S47(1972)年4月	220円	3年	
17	S49(1974)年1月	300円	1年9か月	
18	S51(1976)年4月	400円	1年3か月	
19	S54(1979)年4月	440円	3年	
20	S57(1982)年4月	600円	3年	
21	S59(1984)年4月	750円	2年	
22	H元(1989)年5月	850円	5年1か月	
23	H5(1993)年5月	1,000円	4年	
24	H11(1999)年5月	1,120円	6年	
25	H16(2004)年5月	(13mm)1,230円	5年	1類「一般用・工業用・その他」に量水器使用口径別基本料金を導入し、基本水量制を廃止
26	H26(2014)年4月	(13mm)1,230円	10年	消費税率変更に伴う改定
27	R元(2019)年10月	(13mm)1,230円	5年6か月	消費税率変更に伴う改定
28	R6(2024)年7月	(13mm)1,550円	5年9か月	

※ 消費税等相当額加算前

※ その他の変更歴 H22(2010)年5月:西山地区と高柳地区の料金を柏崎地区と統一

H24(2012)年10月:刈羽村給水開始、料金は柏崎地区と統一

昭和12(1937)年8月1日に給水を開始し、28回の料金改定を行いました。

【給水開始時】

昭和 12(1937)年 10 m<sup>3</sup>当たり 1円80銭

28回の料金改定 861倍



【直近改定】

令和 6(2024)年 10 m<sup>3</sup>当たり(13 mm) 1,550円

コップ1杯(200 ml) 0.03円

浴槽1回(200 l) 3.1円

※ ミネラルウォーター(500 ml)を50円程度とすると水道水の 666倍 です。